

※借用証書は訂正できません。記入誤りの場合は、新しく作成してください。

| 貸付番号 | | 出 第 | | 号 | | | | |
|---|---|-----|---|---|---|---|---|----|
| 借 用 証 書 | | | | | | | | |
| 借 用 金 額 | 金 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円也 |
| <p>上記金額を愛媛県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「規程」という。）を承知の上、次の条件により借用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 利息は、付さないこととする。2 貸付金は、出産費又は家族出産費（以下、「出産費等」という。）支給の際、当該支給される額から控除することにより行う。3 出産費等支給額が貸付金額を下回るときは、差額を理事長の指定する日までに所定の払込書により払い込む。4 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。 (1) 組合員の資格を失ったとき（組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。） (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき (4) その他規程に違反したとき5 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続があったときは、何ら通知催告を要せずに期限の利益を失う。6 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第48条及び第115条の規定に基づき給与（退職手当を含む。）及び年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。7 この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかににかかわらず、愛媛県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。8 この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。 <p>愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>所属所 ○ ○ 市</p> <p>借受人 現住所 松山市三番町○丁目○番○</p> <p>氏 名 共 済 太 郎</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> | | | | | | | | |

記入しないこと。

(注) 1. 印章は印鑑証明の印鑑と同一印章を使用すること
2. 署名は、自筆で記入すること。

印鑑証明と同じ住所・氏名を記入すること。